

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用
に係るリスク評価書概要（案）

2025 年 6 月 4 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. デンマーク当局より、デンマーク産豚肉及び豚肉製品の対日輸出に際して、アフリカ豚熱（African swine fever、以下「ASF」という。）発生時に、基礎自治体単位でのゾーニング適用を希望する旨公式に通知があった。
2. このため、リスク評価チームは、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続」（平成 20 年 3 月 31 日付農林水産省大臣訓令）（以下「標準手続」という。）に従い、ASF 発生時に、デンマーク産豚肉及び豚肉製品を輸入することにより、ASF が我が国に侵入するリスクについて、農林水産省の送付した質問票に対するデンマーク当局の回答及び現地調査時に入手した情報等を用いて評価を行った。
3. また、令和 6 年 9 月 26 日付けで農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に上記評価に対する意見を求めている。標準手続の運用指針（平成 22 年 4 月 15 日農林水産省消費・安全局）第 9 条に基づき、家畜衛生部会の意見を踏まえて本リスク評価報告書を作成した。

II. 評価事項

1. リスク評価の対象品目は、デンマークにおいて飼養及びと畜された豚に由来する、冷凍又は冷蔵の肉及び内臓並びにそれらを原料とする製品とする。
2. 対象地域は、デンマーク王国（デンマーク王国の自治領であるフェロー諸島及びグリーンランドを除く）とする。

Ⅲ. リスク評価（案）の概要

1. デンマークの概要

デンマークは、面積約 4.3 万 km²（九州とほぼ同じ）（フェロー諸島及びグリーンランド（自治領の項参照）を除く。）、人口約 596 万人の北欧に位置する国であり、ドイツと陸路で国境を接するユトランド半島とその周辺の多くの島々からなる。行政区分としては、98 の基礎自治体からなる。

平坦で肥沃な土壌を有し、約 6 割を農用地が占めており、国内で生産された農産物の約 3 分の 2 を輸出している。主要農産物は、小麦、大麦、生乳、豚肉等である。

また、デンマークは、欧州連合（EU）加盟国であり、EU 各国と経済圏を共有するほか、国境検査なしで国境を越えることを許可するシェンゲン協定の署名国でもある。

2. アフリカ豚熱（ASF）の発生状況

デンマークでは、現在に至るまで ASF の発生は一度も報告されていない。

ASF は 2007 年にジョージアで発生して以降、アゼルバイジャン、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ等の欧州諸国に広がった。EU 加盟国においても、2014 年にはエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、2017 年にはチェコ、ルーマニア、2018 年にはハンガリー、ブルガリア、ベルギー、2019 年にはスロバキア、2020 年にはギリシャ、ドイツ、2022 年にはイタリアで発生が確認され、直近では、2023 年にクロアチア、スウェーデンでも発生が確認されている。

デンマークは、ドイツと国境を接している。ドイツにおける発生は、主としてドイツ東部（ポーランドとの国境地帯）での発生であり、デンマーク国境に面する地域（シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州）での発生はない。なお、デンマーク国境に比較的近いドイツ北部に位置するメクレンブルク・フォアポンメルン州内の 2 つの地域において 2021 年 11 月にそれぞれ家畜豚及び野生イノシシでの発生が確認されたが、そのうち最もデンマーク国境に近い地点は、国境から 232 キロの距離にあった。これらの地域内の制限区域はそれぞれ 2021 年 1 月及び 2023 年 9 月に解除された。その後、2024 年 6 月に家畜豚での発生が確認されたが、地域内の制限区域は、2024 年 9 月に解除された。

また、デンマークはスウェーデンと橋及び海底トンネルで繋がっている。スウェーデンでは、野生イノシシにおける発生が 2023 年 9 月に確認された。当該発生地域は、デンマークとは遠方に位置する。

3. 獣医体制及び法制度

デンマークの中央獣医当局は、デンマーク獣医食品庁 (Danish Veterinary and Food Administration、以下「DVFA」という。)であり、地方獣医当局である DVFA 配下の獣医検査ユニット (Veterinary Inspection Unit、以下「VIU」という。)が、DVFA 本部が決定した法令や政策等に基づきリスク管理措置を実行する。VIU は、家畜のサーベイランスや疾病発生時の緊急時対応を担当しており、それぞれ、北部ユニット、南部ユニット及び東部ユニットの3つの地域を管轄している。また、ASF を含むリスト1疾病の発生時には中央及び地方にそれぞれ中央疾病管理センター (National Disease Control Center、以下「NDCC」という。)及び地方疾病管理センター (Local Disease Control Center、「LDCC」という。)と呼ばれる対策本部が設置される。

人的資源として、DVFAは中央及び地方に獣医官を配置しているほか、民間獣医師とも契約し、一部の公的業務を委託している。

デンマークでは、生産者団体としてデンマーク農業食品委員会 (Danish Agriculture & Food Council、以下「DAFC」という。)が存在する。DAFC は、その傘下に豚病の診断施設を持ち、当該診断施設はDVFA が行う ASF のアクティブサーベイランスにサンプルの提供という形で貢献している。また、陸路国境でデンマークに入国する家畜運搬車両の洗浄・消毒を行っている。

デンマークでは、EU 規則である動物衛生法及び国内法である動物飼育法等の法令により家畜の防疫について規定し、より具体的な防疫措置の内容を防疫指針にて規定している。

このことから、デンマークにおいては、ASF の発生を適時に把握し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法制度が整備されていると考えた。

4. 豚の飼養状況及び衛生管理

デンマーク全体の豚の飼養頭数は約1,320万頭であり、農場は都市部を除くデンマークの全域に分布する。デンマークでは、豚農場を中央家畜登録簿 (Central Husbandry Register、以下「CHR」という。)に登録された飼養目的により商用農場と非商用農場に区分している。非商用農場は、デンマーク国内の総豚農場戸数 (約7,500戸) の約23%を占めるが、総飼養頭数に占める割合は0.04%に過ぎない。デンマークの豚農場の大部分は家族経営であるが、多くの場合、繁殖農場から同じ生産者が経営する肥育農場に子豚を供給している。このため、豚が発育ステージによって複数の農場を移動するいわゆるマルチサイト型の生産が主流である。デンマーク国内では生体市場を介した豚の売買は行われていな

1 い。また、精液採取センターが 16 か所存在しており、全て DVFA によっ
2 て承認又は登録を受ける必要がある。これらの施設から精液を出荷する
3 に当たっては、バイオセキュリティ要件の遵守が求められる。

4 デンマークでは、豚を飼養する全ての農場は CHR に登録をされ、5 桁
5 又は 6 桁の固有の登録番号が与えられる。CHR への登録は、非商用農場
6 やペットとしての飼育にも義務付けられている。

7 全ての農場及び農場経営者は、適切なバイオセキュリティ措置を講じ
8 る義務がある。さらに、飼養頭数が、母豚 300 頭以上、肥育豚 3,000 頭
9 以上又は離乳豚 6,000 頭以上のいずれかに該当する農場の農場経営者
10 は、管理獣医師との契約並びに管理獣医師の助言の下でのバイオセキュ
11 リティプランの作成及び毎年の見直しが義務付けられている。バイオセ
12 キュリティプランには、豚舎への前室の設置等について盛り込む必要が
13 ある。農場は、管理獣医師と結んだ契約書を DVFA のデータベースに登
14 録する必要がある。また、EU 規則により、農場経営者は、必要に応じて
15 昆虫やげっ歯類の防除対策や動物、製品、車両及び人の施設への出入手
16 続の設定といったバイオセキュリティ措置を講じる必要がある。

17 家畜豚に残飯由来の飼料を与えることは禁止されている。前述の飼養
18 頭数に満たない小規模の農場については、管理獣医師との契約やバイオ
19 セキュリティプランの作成等は義務付けられていないが、EU 規則によ
20 るバイオセキュリティ措置の実施や残飯給与の禁止については、規模や
21 飼養目的に関わらず課されている。

22 農場の従業員等は、雇用から 30 日以内に、ナショナルリファレンス
23 ラボラトリーであるデンマーク獣医コンソーシアム (Dansk Veterinær
24 Konsortium、以下「DK-VET」という。)が提供する e ラーニング講習を
25 受講し、事業主はその者が適切に受講したことを記した文書を DVFA か
26 らの要請があれば、いかなる時でも提示する必要がある、これに違反し
27 た場合には、事業主には罰金が科せられる。また、全ての外国人労働者
28 は ASF 発生国又は地域から食品を持ちこまないという契約を農場と結
29 ぶ必要がある。この他、DVFA は DAFC の協力の下、生産者に対するバイ
30 オセキュリティの要点をまとめたリーフレットの配布や SNS 等を通じ
31 た周知を行っている。

32 毎年、全農場の 5 %に対して DVFA は査察を実施しており、査察の結
33 果、農場が講じるバイオセキュリティ措置に問題点が見つかった場合に
34 は、その深刻度に応じて警告、是正若しくは飼養禁止の命令、罰金の科
35 料、登録の抹消（家畜の飼養禁止）等の措置を講じることができる。農
36 場が不適合を是正しない場合には、より厳格な制裁を適用したうえで再
37 度査察を実施する。

38 農場の入口における車両の消毒は義務付けられていない。その代わり、

1 家畜運搬車両や死亡畜の運搬車両は、農場の衛生管理区域内に立ち入る
2 ことが禁止されている。また、農場周囲の二重柵の設置は、屋外飼育を
3 行う農場に対してのみ義務付けられている。

4 これらのことから、デンマークの農場は、DVFA 監督の下適切に管理さ
5 れていると考えた。また、デンマークでは ASF ウイルスを農場に侵入さ
6 せないためのバイオセキュリティ措置の実施や、ASF 発生時の農場間の
7 伝播リスクを適切にコントロールする体制が一定程度確保されている
8 と考えた。

5. 食肉関連施設

11 デンマークでは、と畜場及び食肉処理施設を含む動物由来の食品を生
12 産する全ての施設は、操業を始める前に DVFA によって承認される必要
13 がある。DVFA は、承認後も原則年 4 回の定期的な査察を実施している。
14 定期的な査察において不備が認められ、改善措置命令が出された場合に
15 は、改善後に再査察が行われ、それでもなお改善が見られない場合には、
16 罰金や登録抹消等の行政処分が課される。

17 EU 規則に基づき、全ての豚はと畜場への到着に際して、獣医官による
18 と畜前検査を受けなければならない。と畜後の全ての枝肉及び臓器は、
19 獣医官又は獣医官の監督下で働く検査官の検査を受けなければならない。
20 と畜前後検査で、ASF が疑われる所見があった場合には、DVFA 食肉
21 検査ユニットの獣医官が VIU の獣医官に通報する。DVFA は、疑い事例
22 及びその由来する農場の豚から採取されたサンプルについて、ナショナル
23 リファレンスラボラトリーにおいて分析する。この分析が完了するま
24 で、と畜場全体及び由来する農場を制限下に置く。また、と畜の分別管
25 理については、平時においてもバッチごとに時間的区分を設けて処理が
26 可能となっており、対日輸出向けの処理については、他のバッチを処理
27 した後に清掃・消毒を行い、時間的に区分して処理することが可能であ
28 る。

29 自家消費用に私有地内でと畜した豚肉の第三者への販売及び配布は
30 禁止されており、また、私有地内でと畜した豚肉を当該敷地外へ持ち出
31 すことも禁じられている。

32 また、豚を運搬する動物輸送車両は、と畜場における荷下ろし後の速
33 やかな洗浄及び消毒及び家畜の積み込み前の乾燥が義務付けられてい
34 る。

35 このことから、と畜前後検査において ASF 感染豚を摘発し、適切に対
36 応することは十分可能と考えた。と畜場及び出入りする車両を介して
37 ASF が伝播するリスクを低減する消毒等の措置が講じられていると考え
38 た。

6. トレーサビリティ及び移動管理

飼養豚は、原則的に耳標又はチップが埋め込まれた電子耳標を用いて群単位で識別される。耳標の装着は義務であり、耳標には少なくとも CHR 番号が記載されている。

豚が異なる所在地にある施設間を移動する際には、移動後 7 日以内に受け入れ先の施設が CHR に当該豚を受け入れた旨を通知する。これにより、豚の移動履歴を追跡することが可能。また、ASF 発生時には、家畜の移動履歴を追跡することで疫学関連農場を特定することが可能。CHR 登録を行わない施設には、豚を移動させることができない。

CHR を用いた移動履歴の登録や耳標の装着を怠った場合、是正指導がなされ、これにも応じなければ罰金も科されうる。また、識別が適切になされていない場合、と畜場はその動物を受け入れてはならない。

デンマーク国内のと畜場及び食肉処理施設は、出荷元及び出荷先の事業者の両方を特定できる体制が整っている。豚肉や豚肉製品を市場に流通させる際には、生産施設固有の識別マークを製品に貼付する必要がある。これらの規程に基づき、安全性に疑義のある食品を回収することが可能であると考えた。

EU 域内での生きた豚の移動は、EU 加盟国共通の移動管理システムである TRACES に登録される必要がある。また、豚及び豚肉製品には、獣医官によって承認された衛生証明書の添付が必要になる。

このことから、豚の移動については CHR を介して DVFA が適切に管理を行っており、最終製品から出荷元農場に追跡できる体制が整備されていると考えた。また、ASF 発生時に発生農場で飼養されていた豚の移動履歴を精密に追跡することで迅速に疫学関連農場を特定することが可能と考えた。

7. 検疫

デンマークは、EU 加盟国からのわずかな繁殖豚を除き、生体豚を輸入しておらず、また豚肉の輸入も極めて限定的である。精液については主に EU 加盟国からの輸入実績がある。他方、同国は世界有数の豚及び豚肉の輸出国であり、2021 年には年間約 1,427 万頭の並びに 110 万トンの豚肉を輸出している。

EU 域外から域内に輸入される動物及び畜産物は、必ず国境検査ポスト（Border Inspection Post、以下「BIP」という。）での輸入検疫検査を受ける必要がある。デンマーク国内には 11 か所の BIP が設置されている。EU 域外からのイノシシ科動物及びそれらに由来する畜産物の輸入については、ASF の清浄性を EU が認め、「輸入して差し支えない」と

1 する第三国リストに掲載された国からのみ可能となっている。EU 域外
2 から到着する旅客の携帯品・別送品については、税関職員に荷物の開梱
3 及び違反品の収去権限が与えられており、動植物検疫を含めた全ての旅
4 客手荷物及び郵便物を含む別送品の検査は税関が担当している。

5 EU 域内では人及び物の通行の自由が守られているため、政府は原則
6 として国境において輸入検疫等の国境管理措置を講じてはならないと
7 されている。ただし、EU 加盟国において ASF が発生した場合、EU 規則
8 に基づき制限区域が設定され、当該地域からの動物や畜産物の移動が制
9 限される。また、デンマークでは、国内に違法に持ち込まれた畜産物に
10 ついて、DVFA が警察と協力して国境付近で不定期に監視活動を行うこ
11 とがある。また、ASF などの疾病が国内に侵入することを防ぐ目的で、
12 生産者団体である DAFC が国内に入る家畜運搬車両の清掃・消毒及びそ
13 の運用に関する基準を輸送規格として定めている。この規格では、豚を
14 他の EU 加盟国に搬送した家畜運搬車両は、デンマーク国内に再入国す
15 る際に必ず消毒ポイントに立ち寄り、洗浄・消毒を受けることが定めら
16 れている。さらに、搬送先国のリスクレベルに応じて、車両に対する検
17 疫期間が設けられており、この検疫期間を経過しないうちに当該車両が
18 デンマーク国内の農場等への立ち入りは許可されない。当該規格の遵守
19 状況は、車両に取り付けられた GPS 情報に基づいて DAFC が監視してい
20 る。この規格は生産者団体自身が独自に定めた法的強制力を伴わないも
21 のであるが、デンマーク国内のほとんどの農場が DAFC に加盟している
22 こと、家畜運搬車両の農場への入場に際して洗浄・消毒を実施したこと
23 の証明を求めることから、デンマーク入国の洗浄・消毒は、事実上義務
24 的なものとして徹底され、繰り返しの違反が確認された際には違反金等
25 が課される。

26 デンマーク国内への ASF の侵入リスクを減らすための行動計画の一
27 環として、複数の言語による運送規定のパンフレットがトラック運転手
28 に配布されているほか、全国の幹線道路や幹線道路沿いの全ての休憩所
29 に食品残渣を密閉できるゴミ箱に廃棄することの重要性を伝える標識
30 が掲示されている。また、デンマーク国内の空港には、ASF に対する認
31 識を高める目的で作成されたポスターや PR 動画が提供されている。

32 デンマークから畜産物を輸出する際は、DVFA の食品検査ユニットの
33 獣医官が、仕向国の輸入条件を満たす製品であることを確認した上で、
34 衛生証明書を発行する。衛生証明書の発行に際しては、と畜場や食肉処
35 理施設等の食品関連事業者から当該製品のトレーサビリティに関する
36 情報等の提供を受け、これを参照する。

37 このことから、デンマークにおいては ASF の侵入を防止する適切な輸
38 入検疫措置が講じられていると考えた。ただし、陸路国境で隣接するド

1 イツ等の近隣諸国で ASF の発生が継続している中であって、国境付近で
2 の監視活動や家畜運搬車両の清掃・消毒を始めているものの、これらの
3 国とデンマークとの国境にて手荷物等における輸入検疫等の国境措置
4 が講じられていないことから、デンマーク国内へ持ち込まれる畜産物等
5 を介してウイルスが侵入するリスクは無視できないと考えた。

6 一方、デンマークには仕向国の輸入条件を満たした豚肉及び豚肉製品
7 を輸出する制度が整備されていると考えた。

8 9 **8. 診断機能**

10 デンマークにおいて ASF 診断を担うナショナルリファレンスラボラ
11 トリーは、DVFA により指定された国立血清研究所とコペンハーゲン大
12 学獣医動物学部で構成されるコンソーシアム（DK-VET）である。DK-VET
13 は ASF の診断が可能な同国唯一の診断施設であり、ELISA、免疫ペルオ
14 キンダーゼ法及び PCR による ASF 診断が可能である。DK-VET の診断技
15 能は ISO/IEC 17025 の認定を受けている。また、欧州のリファレンスラ
16 ボラトリーが提供する技能試験に参加しており、直近（2023 年）の技能
17 試験で適切な検査能力を有することが確認されている。DK-VET は常時
18 （24 時間）検査が可能であり、ASF について週あたり 6,000-9,000 回の
19 PCR 検査及び 500 回の血清学的検査を処理する能力を有している。

20 このことから、デンマークでは ASF の診断及びサーベイランスを適切
21 に実施できる体制が整っていると考えた。

22 23 **9. 野生動物の管理**

24 デンマークには元来野生イノシシはほとんど生息していなかったが、
25 2000 年代初期に隣国であるドイツにおいて生息頭数の増加が認められ、
26 その一部がデンマーク国内へ侵入し、定着するようになった。2018 年に
27 は、ASF の伝播リスクを低減する目的で野生イノシシ根絶計画が策定さ
28 れ、実施に移された。その結果、2022 年には同国内での野生イノシシの
29 根絶が達成された。

30 しかし、国境を接するドイツからの野生イノシシの侵入を防止するた
31 め、国境地域では野生イノシシの侵入防除措置が継続して講じられてい
32 る。ユトランド半島南部のドイツ国境沿いに 67 km にわたる鉄柵を設置
33 したほか、狩猟強化のための法令の改正、捕獲強化のための餌場や罠の
34 設置、野生イノシシ群の監視の強化、狩猟者による通報の動機付けを強
35 化するための無料の旋毛虫症の検査サービスの提供等が実施されてい
36 る。万一、国内への野生イノシシの侵入が確認された場合には、デンマ
37 ーク自然庁の職員による狩猟が実施される。これらの措置により 2023
38 年 12 月現在までに侵入を許した野生イノシシは、鉄柵の開口部を通じ

1 て侵入した1頭のみであり、当該個体は侵入後に駆除されている。

2 また、野生イノシシの監視活動として、DVFAは通報のためのスマート
3 フォンアプリを無料で提供し、国民や狩猟者への通報への協力を呼び掛
4 けている。特に狩猟者に対しては、イノシシ目撃時の通報の義務が課さ
5 れている。寄せられた野生イノシシに係る情報はデータベースに集約さ
6 れて、DVFAのウェブサイト上で公表されている。

7 このことから、デンマークでは、2022年に野生イノシシの根絶に成功
8 していること、その後も有効なASFの侵入防止措置が継続的に講じられ
9 ていることから、野生イノシシを介してASFが侵入及びまん延するリス
10 クは極めて低いと考えた。

11 12 10. サーベイランス

13 家畜の飼養者には、リスト1疾病の疑い(特定の臨床症状、発熱、死
14 亡率の増加等)が認められた場合に直ちに獣医師に通報する義務が課さ
15 れており、診察を行った獣医師は、リスト1疾病を疑った場合には直ち
16 に当該地域を管轄するVIUに通報しなければならない。通報を受けた
17 VIUは、当該農場に立ち入ってサンプリングを行い、採取したサンプル
18 をDK-VETに送付して診断に供する。2018年から2021年にかけて32件
19 の検査が実施されたがいずれも陰性だった。

20 家畜豚に対するアクティブサーベイランスとしては、DAFC傘下の診
21 断施設が行う豚繁殖・呼吸障害症候群の診断検査のために提出されたサ
22 ンプルの一部を用いて、DK-VETがASF検査を行っている。年間300頭
23 程度の家畜豚の検査が行われており、これまでは全て陰性の結果が得ら
24 れている。

25 野生イノシシについては、デンマークでは2022年に野生イノシシの
26 撲滅が宣言されている。さらにこれを補完する野生イノシシ撲滅計画の
27 一環として、生きている又は死亡している野生イノシシが目撃された際
28 の通報システムが整備されている。捕獲されたこれらの野生イノシシに
29 ついてはサンプルを採取し、DK-VETにおいてASFの検査が実施される。
30 2018年以降、154頭の野生イノシシの検査が実施されているがいずれも
31 陰性であった。

32 このことから、デンマークでは平時からASFの発生状況を監視する体
33 制が整備されており、発生時においても平時のサーベイランスをベース
34 とした強化サーベイランスが適切に実施可能と考えた。

35 36 11. 家畜豚におけるASF防疫対応

37 飼養者と獣医師は、ASFを含むリスト1疾病が疑われる場合、通報す
38 る義務を負っている。通報を受けたVIUは、DVFA本部の動物衛生課と

1 情報を共有する。その後、VIU の獣医官は当該農場を訪問する。獣医官
2 は、体温測定を含む臨床検査及び死亡畜に対する剖検等を行い、疑わし
3 い臨床症状や病理所見が確認された場合には、当該豚及びその同居豚か
4 ら扁桃、脾臓、リンパ節、腎臓及び必要に応じて血液をサンプリングす
5 る。サンプルは警察によって DK-VET に輸送される。DK-VET での検査結
6 果は、サンプルが到着してから 24 時間以内に提供される。検査結果が
7 陽性となった場合は、DVFA から ASF の発生が宣言される。

8 ASF が確定した場合、DVFA が定める防疫指針に基づき、全体指揮を執
9 る NDCC 及び発生地において現場の指揮を執る LDCC が組織される。ま
10 た、DVFA は発生に伴う輸出停止等の措置を講じる。

11 発生農場においては、LDCC が、デンマーク緊急事態庁及び警察の協力
12 のもと、発生農場での殺処分を行う。殺処分は、確定診断の後、可能な
13 限り速やかに開始される。殺処分された死体は、原則としてレンダリン
14 グ施設又は焼却施設に運ばれる。飼料、敷料、肥料等、汚染されている
15 可能性のある全ての物品は焼却される。殺処分終了後、農場の清掃・消
16 毒が行われる。発生農場にウイルスが侵入したと推定される時期に飼養
17 されていた豚に由来する肉及び加工品は、CHR データ等を利用して追跡
18 され、廃棄処分等される。

19 家畜豚で ASF が発生した場合には、NDCC が LDCC と協議の上、原則と
20 して発生農場の半径 3 km 及び半径 10 km 以内の地域をそれぞれ保護区
21 域 (Protection Zone、以下「PZ」という。) 及び監視区域 (Surveillance
22 Zone、「SZ」という。)(併せて「制限区域」と言う。) に指定する。VIU
23 は、PZ 内の全ての豚群を飼養する農場及び SZ 内から抽出された 20% の
24 豚群を飼養する農場を訪問して、対象の豚群の臨床検査を行うと共に試
25 験室検査用のサンプルの採取を行い、DK-VET に送付して ASF 検査を実
26 施する。制限区域内に野生イノシシが生息する場合には、これらの野生
27 イノシシに対して前述した平時において実施されるサーベイランスと
28 同様のものが継続される。また、生きた豚、精液、豚肉等の移動は制限
29 される。さらに、制限区域内の農場で新たに豚が死亡した場合には、当
30 該農場は LDCC に報告しなければならない。

31 制限区域の解除に当たっては、前述の農場訪問による臨床検査及び採
32 取されたサンプルに対する試験室検査が全て陰性かつ発生農場におけ
33 る清掃・消毒から原則 45 日経過している必要がある。一方、ASF の発生
34 が孤発的な事例でない場合には、設定された制限区域は解除されず、欧
35 州委員会及び他の EU 加盟国の承認を得て、ゾーン III (Restricted Zone
36 III、以下「RZ III」という。) と呼ばれる区域に置き換えられ、その周縁
37 にバッファゾーンとしてゾーン I (Restricted Zone I、以下「RZ I」
38 という。) が設定される。RZ III や RZ I 内では引き続き豚、精液、豚肉等

の移動が制限される。RZⅢの解除に際しては、過去 12 か月間、家畜豚において ASF の発生がないこと等の要件を満たすことを条件に RZⅠへと緩和される。RZⅠは、地理的及び時間的状況や疫学情報に基づくリスク評価結果を考慮して、欧州委員会により解除される。

ASF 発生時の発生農場に対する疫学調査は、NDCC と LDCC の疫学チームが連携して実施する。「疫学関連農場」は、「当該事案の通報日から遡って 15 日以内に当該発生農場と直接的又は間接的に接触した可能性のある農場」と定義され、該当する農場で飼養される動物は、感染疑い事例として扱われる。疫学的状況等により正当化される場合には、発生農場や感染疑い事例周辺の動物を予防的に殺処分することができる。

発生農場への豚の再導入は、清掃・消毒の完了が DVFA によって承認された日から少なくとも 30 日が経過していることかつおとり豚を用いた所定のサンプル数の抗体検査によって陰性が確認されていること等が要件となっている。ただし、清掃・消毒から 3 か月以上が経過していれば、おとり豚の抗体検査の要件は課されない。

と畜場、国境検査所及び輸送施設において発生した場合には、収容されている豚は全て殺処分され、施設は VIU によって清掃・消毒される。また、当該施設は一定期間閉鎖される。これらの施設において、ASF 発生が確認された場合は、VIU は、由来農場も調査する。

農場で ASF が発生した場合、DVFA は家畜の所有者に対し、動物や物品の処分及び発生により失われたと推定される収入の一定割合を補償する。動物や物品の処分に係る補償については、通報が適切になされていない場合又は当該農場におけるバイオセキュリティ措置が不十分である場合、減額又は取消される。一方、疾病発生によって営業ができない間に発生した損失については、通報が適切になされていなければ、補償を減額又は取消されることがあるが、当該農場におけるバイオセキュリティ措置の実施状況は補償額の増減には勘案されない。

このことから、デンマークでは、家畜豚における ASF の発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されており、発生を早期に把握すると共に適切に封じ込めを行い、強化サーベイランスを通じて清浄地域・非清浄地域を特定する能力があると考えた。

12. 野生イノシシにおける ASF 対応

野生イノシシは、現地調査時点ではデンマーク国内から根絶されているが、同国内で野生イノシシにおける ASF の発生が確認された場合に備えて、家畜豚と同様に発生時の対応を定めたマニュアルが作成されている。国内で死亡した又は生きた野生イノシシが発見、報告された場合には、DVFA がサンプリングを行い、DK-VET にて ASF の検査が行われる。

1 ASF 陽性となった場合には、家畜豚で陽性が確認された場合と同様に
2 NDCC 及び LDCC が設置され、NDCC には獣医師、ハンター、疫学者及び野
3 生動物の専門家で構成される特別専門家チームが設置される。ASF 陽性
4 が確認された野生イノシシは、殺処分後にレンダリング施設又は焼却施
5 設に運ばれて処理される。

6 野生イノシシで ASF が確認された場合、NDCC が LDCC と協議の上、管
7 理区域 (Control Zone、以下「CZ」という。)を設定する。CZ の大きさは、
8 リスクを考慮して設定される。LDCC は、CZ 内の全ての農場を監視
9 下に置き、CZ 内の農場に対して、PZ 又は SZ 内の農場と同様の強化サー
10 ベイランス及び移動制限、立入制限を行う。また、当該地域の野生イノ
11 シシを根絶することを目的として、柵の設置による野生イノシシの封じ
12 込め措置を含めた対策を講じる。デンマークとの国境付近のドイツ側で
13 イノシシにおける ASF が確認された場合も、CZ が設定される。

14 CZ は原則的に、欧州委員会によりゾーン II (Restricted Zone II、以
15 下「RZ II」という。)に置き換えられ、その周縁にバッファゾーンと
16 して RZ I が設定される。これらのゾーンでは、引き続き生きた豚、豚肉、
17 遺伝資源等の移動制限が講じられる。RZ II の解除に際しては、過去 12
18 か月間野生イノシシにおいて ASF の発生がないことを条件に RZ I へと
19 緩和され、RZ I は、地理的及び時間的状況や疫学情報に基づくリスク評
20 価結果を考慮して欧州委員会により解除される。

21 このことから、デンマークには、野生イノシシにおける ASF 発生時に
22 適切な防疫措置を実施する体制が整備されており、専用のアプリや狩猟
23 者による野生イノシシの発見時の通報とナショナルリファレンスラボ
24 ラトリーでの検査を通じた ASF 発生の速やかな把握に取り組むと共に、
25 適切な封じ込めを実施するとともに、強化サーベイランスを通じて清浄
26 地域・非清浄地域を特定する能力があると考えた。

IV. 結果

これらの点を考慮すると、デンマークでは、家畜豚及び野生イノシシにおける ASF の発生を早期に把握し、適切な封じ込め措置を実施するとともに強化サーベイランスを通じて清浄地域・非清浄地域を識別するために必要な体制が一定程度確保されていると考えた。また、仮に日本側が指定する地域に位置する施設に由来する製品のみを日本向けに輸出することを輸入条件として要求した場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えた。

一方で、上述のとおり、ASF ウイルスの侵入リスクの要因として以下の点に留意する必要があると考えた。

- ① デンマークは現時点において ASF 未発生国であり、発生時に執るべき、関連法規などに定められた防疫措置を講じた実績がないこと。
- ② 全ての野生イノシシの駆除の達成が 2022 年であること、ドイツ等の近隣諸国で ASF の発生が継続している中であって、国境付近での監視活動や家畜運搬車両の清掃・消毒を始めているものの、EU 加盟国との国境にて手荷物等における輸入検疫等の国境措置が講じられていないことから、現時点では一定の侵入リスクはあると考えられること。

以上のことから、デンマークにおける ASF 発生時の豚肉及び豚肉製品の対日輸入について、以下のとおり適切なリスク管理措置を講ずるとともに、ASF のゾーニングを適用して、ASF の発生が認められない地域からの輸入に限定することにより、我が国に ASF が侵入するリスクを極めて低くなると考えられる。

(1) ①の留意点を考慮し、デンマークにおいて、家畜豚又は野生イノシシで ASF の初発事例が認められた場合や、デンマークが設定する制限区域外で ASF が発生した場合、デンマーク全土からの豚肉及び豚肉製品の輸入を一時的に停止し、発生状況や防疫措置等の実効性を確認した上でゾーニングを適用した輸入の再開を検討する等の措置が重要と考える。

(2) ②の留意点を考慮し、デンマークにおいて、ASF 発生が継続するドイツ等の近隣諸国から畜産物等を介して同国内に ASF が侵入するリスクを無視できないことから、すべての農場はその飼養規模に関わらず、農場におけるバイオセキュリティ措置の徹底、家畜豚のサーベイランスの強度が維持されることが重要であると考えられる。

1 (3) ゾーニングの適用単位は、①及び②の留意点を考慮し、現時点で
2 は、要請のあった基礎自治体とするよりも、ASF の発生があった
3 としても、封じ込めが適切に実施されていることが確認できるの
4 に十分な大きさの範囲で、かつ制限区域が指定されている期間中
5 の拡散にも対応できる範囲をゾーニングの対象とすることが重
6 要と考える。